

Press Release

2026 年 7 月 27 日

報道関係者各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社

代表取締役社長 亀田 信吾

(コード番号：3823 東証スタンダード)

問合せ先：管理本部総務部長 副島 博

電話番号：(03) 4405-5460

海外市場向けデジタルウォレット連動型決済カード 「WHY HOW Card」の提供開始決定に関するお知らせ

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：亀田信吾、以下「当社」）は、2026 年 4 月 30 日付「金融インフラ領域での日本非居住者向け戦略的業務提携契約締結に関するお知らせ」において公表した取り組みの具体化として、当社ブランドによる海外市場向け決済カード「WHY HOW Card」を展開し、2026 年 8 月中に提供を開始することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。本カードの利用者向けサービスの運営は SAKURA EXCHANGE PTE. LTD.（本社：シンガポール、CEO：伊藤彰男、以下「SAKURA EXCHANGE 社」）グループが行い、カードプログラムの管理・処理、デジタルウォレット、決済処理、取引管理、本人確認および関連するコンプライアンス機能等に係る金融インフラは MATCHMOVE PAY PTE. LTD.（本社：シンガポール、以下「MatchMove 社」）が提供いたします。

当社は、SAKURA EXCHANGE 社との業務提携に基づき本事業を推進するものであり、当社は、本プログラムに関連して、SAKURA EXCHANGE 社を通じ、MatchMove 社のプラットフォーム上における承認済みサブコーポレートとして利用開始審査を完了しております。また、MatchMove 社から、当該承認および本プログラムの実施体制について書面による確認を受けており、当該書面では、Mastercard が本プログラムの国際カードネットワークとして選定されていること、ならびに SAKURA EXCHANGE 社がバーチャルカードおよび物理カードの展開を支援することが確認されております。デジタルカードは申込および所定の審査の完了後に即時発行され、物理カードは発送までに約 2 か月を要する見込みです。

本カードは、日本国外に所在する SAKURA EXCHANGE 社の法人会員その他本プログラムに参加する承認済み法人、および当該法人を通じて登録され所定の本人確認・審査を完了した利用者を対象として、デジタルウォレットと連携した法定通貨建ての決済手段として提供することを予定しております。

なお、当社はカードの発行者ではなく、本件により当社が日本国内において、クレジットカード業、資金移動業、前払式支払手段発行業、暗号資産交換業、電子決済手段等取引業、銀行業その他の許認可または登録を要する金融サービスを直接提供するものではありません。

記

1. 本発行プログラム導入の背景および目的

近年、世界の決済市場においては、スマートフォン上のデジタルウォレットとカード決済を一体的に利用する新たな決済手段が急速に普及しております。とりわけ、銀行口座の保有率が相対的に低い一方で、米ドルに対する需要や国際送金のニーズが根強いアジアの新興国市場においては、こうした金融サービスが生活に密着したインフラとして受け入れられる素地が整いつつあると認識しております。

このような市場環境を背景に、当社は、当社ブランドによる海外市場向け決済カード「WHY HOW Card」を、日本国外の市場（南アジア・東南アジアを中心とするアジア地域）において展開いたします。本カードは、プリペイド式の Mastercard とデジタルウォレットを組み合わせたサービスであり、当社は、ブランド、事業企画および海外市場向けのプロモーションを主導するとともに、本人確認や取引モニタリングを支援するシステムを提供してまいります。本カードの利用者向けサービスの運営は SAKURA EXCHANGE 社グループが行い、カードプログラムの管理・処理、デジタルウォレット、決済処理および本人確認等に係る金融インフラは MatchMove 社が提供いたします。なお、日本居住者は本サービスの対象外としております。

本プログラムの基盤となる金融インフラは、シンガポール金融管理局（MAS）の Major Payment Institution 免許を保有する MatchMove 社が提供するものであります。当社は、金融サービスの提供そのものは行わず、ブランドおよび本人確認・取引モニタリングを支援するシステムの提供に役割を絞っております。利用者の資金を預からず、また金融インフラを自社で保有しない事業構造のもと、限定的な初期投資により、利用者数の拡大に応じた収益の獲得を目指してまいります。

本サービスの収益モデルは、月額継続課金型（サブスクリプション）を基本としており、当社は、システムの提供等の対価として、月額利用料やカード発行手数料等について、契約に定める所定の割合を収受する予定であります。継続課金型のモデルは、利用者基盤の拡大に伴って安定的な収益が積み上がっていく可能性を有するものと考えており、当社の収益基盤の多様化と中長期的な成長に資するものと期待しております。

また、集客面におきましては、提携先が有する利用者基盤を、SAKURA EXCHANGE 社の法人会員その他の承認済み法人の拡大を通じて取り込み、効率的な利用者獲得と早期のサービス浸透を図ってまいります。これにより、中長期的には法人会員等を通じた利用者 10 万人規模を目標として事業の拡大を目指してまいります。当社は、本事業を通じて、成長が見込まれる海外決済市場における新たな収益機会の獲得と、企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. WHY HOW Card 発行プログラムの概要

サービス名称	WHY HOW Card
国際カードブランド	Mastercard（本プログラムにおける国際カードネットワークとして選定）
対象者	日本国外に所在する SAKURA EXCHANGE 社の法人会員その他本プログラムに参加する承認済み法人、および当該法人を通じて登録され所定の本人確認・審査を完了した利用者
対象国・地域	南アジア・東南アジアを中心とする日本国外の複数の国・地域のうち、MatchMove 社その他の関係事業者が対象市場として定め、各国・地域の法令、必要な規制上の手続および Mastercard ネットワーク上の承認・確認等を満たす国・地域
カード形態	バーチャルカード（デジタルカード）および物理カードを予定
主な機能	オンライン決済、店舗でのカード決済、利用履歴・残高確認、カード利用管理等
金融インフラ	MatchMove 社の BaaS・組込型金融プラットフォーム
プログラムの運営	SAKURA EXCHANGE 社グループ
利用料金	月額 5 米ドルから 10 米ドル程度を基本とする継続課金型（サブスクリプション）のモデルを予定しております。
利用者目標	中長期的に法人会員等を通じた利用者 10 万人規模の利用者獲得を目標としております（本目標は計画であり、その達成を保証するものではありません）。
提供開始時期	2026 年 8 月中を予定（デジタルカードは即時発行、物理カードは発送まで約 2 か月を要する見込み）
日本国内での提供	日本居住者を対象とした提供は予定しておりません

3. 本事業における各社の役割および当社の位置づけ

（1）当社（THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社）

当社は、WHY HOW Card に関するブランド管理、事業企画および海外市場向けのプロモーションを主導します。加えて、当社グループの WHDC アクロディア株式会社を通じて、本人確認および取引モニタリングを支援するシステムを提供します。

（2）SAKURA EXCHANGE 社グループ（本サービスの運営）

SAKURA EXCHANGE 社グループは、本カードプログラムの運営および導入支援を行います。SAKURA EXCHANGE 社は、MatchMove 社との契約および当社との個別契約に基づき、法人会員その他の承認済み法人向けに、バーチャルカードおよび物理カードの展開を可能とし、その開始および運営を管理・支援します。

（3）MatchMove 社（金融インフラの提供）

MatchMove 社は、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、以下「MAS」）から Major Payment Institution のライセンスを取得している金融インフラ事業者です。本事業では、カードプログラムの管理・処理、デジタルウォレット、決済処理、取引管理、本人確認およびコンプライアンス関連機

能等を備えた BaaS・組込型金融プラットフォームを提供します。

「BaaS」とは、金融機関等が保有する口座、決済、送金、カード発行に係る処理・管理等を、外部の企業が自社サービスに組み込むことのできる仕組みです。

4. 本事業の収益モデルおよび当社の収益

本発行プログラムは、利用者から受領する月額利用料、カード発行に伴う手数料その他の付帯サービス収益を収益源とする、継続課金型の事業モデルです。

当社は、本人確認および取引モニタリングを支援するシステムの提供等の対価として、SAKURA EXCHANGE 社との契約に基づき、月額利用料およびカード発行手数料等について所定の割合を収受いたします。当社に帰属する収益の水準は、対象国・地域および利用状況に応じて変動いたします。

なお、本カードの決済取扱高および利用者が支払う利用料金の総額は、当社の売上高として計上されるものではありません。

5. MatchMove 社の概要

会社名	MATCHMOVE PAY PTE. LTD.
所在地	137 Telok Ayer Street, #03-03, Singapore 068602
事業内容	組込型金融、デジタルウォレット、カードプログラムの管理・処理、国内送金、国際送金、加盟店決済および電子マネー関連インフラの提供
許認可	シンガポール金融管理局（MAS）Major Payment Institution
当社との資本関係	該当事項はありません
当社との人的関係	該当事項はありません
当社との取引関係	本事業において SAKURA EXCHANGE 社を通じて同社の金融インフラを利用する予定です
関連当事者への該当状況	該当事項はありません

6. SAKURA EXCHANGE 社および同社グループについて

SAKURA EXCHANGE PTE. LTD.

会社名	SAKURA EXCHANGE PTE. LTD.
所在地	160 Robinson Road, #14-04, Singapore
代表者	CEO 伊藤 彰男
事業内容	海外市場向けフィンテック関連サービスの事業開発、システム運営支援およびカードプログラム導入支援
株主	SAKURA EXCHANGE GUAM, INC. 100%
当社との関係	2026 年 4 月 30 日付で戦略的業務提携契約を締結

SAKURA EXCHANGE GUAM, INC.

会社名	SAKURA EXCHANGE GUAM, INC.
所在地	米国グアム準州
設立	2018 年
事業内容	カード、ウォレットその他の金融関連サービスの提供。外貨両替、送金、プリペイドカードおよびデジタルウォレット等のフィンテック関連サービス
登録	米国財務省金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）に Money Services Business（MSB）として登録
当社との資本関係	該当事項はありません
当社との人的関係	該当事項はありません
当社との取引関係	本事業において、同社グループが提供するカード・ウォレットサービスに当社ブランドを付したカードを提供する予定です
関連当事者への該当状況	該当事項はありません

なお、Money Services Business（MSB）登録は、米国における届出制度であり、銀行業その他の免許、預金の取扱いまたは金融商品の安全性を保証するものではありません。

7. 今後の日程

サービス提供開始	2026 年 8 月（予定）
デジタルカードの発行	申込、本人確認その他所定の審査および必要な確認の完了後に発行
物理カードの発行	カード製造・発送準備および必要な確認の完了後、発送まで約 2 か月を要する見込み

物理カードの発送に要する期間は、配送先の国・地域により異なる場合があります。

8. 今後の見通し

本件による当社の当連結会計年度の業績への影響につきましては、対象地域における利用者数の推移は未確定ですが、今後、業績に重要な影響を与えることが判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

当社は、本事業を、成長が期待される海外の決済市場において、限定的な投資負担のもとで継続的な収益基盤を構築していくための戦略的な取り組みと位置付けております。2026 年 8 月中のサービス提供開始を予定しており、今後は、提携各社との連携を一層深めながら、対象地域におけるブランドの浸透と利用者基盤の拡大に取り組んでまいります。

当社といたしましては、本プログラムの着実な立ち上げを通じて、継続課金型モデルによる安定的な収益の積み上げを図るとともに、得られた知見を活かして海外市場向け事業のさらなる展開につなげてまいりたいと考えております。これにより、当社の中長期的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

なお、本リリースに記載されている業績見通しや将来に関する記述は、現在入手可能な情報に基づく当社

の判断や仮定によるものであり、経済情勢、市場環境、法規制の動向、提携先の状況その他の様々な要因により、実際の結果はこれらの見通しと異なる可能性がございます。また、本文中に記載した利用者数等の目標は現時点における当社の計画であり、その達成を保証するものではありません。本サービスの業績に与える影響につきましては、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 留意事項

- ・本サービス（WHY HOW Card）は、日本居住者を対象として提供するものではありません。当社は、本カードに関して、日本居住者に対する提供および勧誘を行いません。
- ・カードの発行およびサービスの提供は、対象となる国・地域の法令、利用者の本人確認および審査、ならびに関係事業者が定める利用条件等を満たすことを条件とします。
- ・当社はカードの発行者ではなく、日本国内において許認可または登録を要する金融サービスを直接提供するものではありません。

以 上